

## 清掃負担の公平の見直しについて

令和2年11月16日に開催された特別区長会総会において、「清掃負担の公平について」の報告が了承され、「23区間での金銭による負担の調整額の算定方法の見直し」等が確定したので報告する。

### 1 負担の公平についての経緯

平成15年7月16日の区長会において、「23区は、工場のある区もない区も相互に協調・連携し、全体の責任として、特別区の区域から排出される一般廃棄物の安定的な中間処理体制を確保することを確認する」とされたことを踏まえて、当分の間、東京二十三区清掃一部事務組合による共同処理を継続することとなった。

そして、23区間の清掃負担の公平を図るため、中間処理に係る様々なアンバランスの是正に向けた検討の中で、清掃工場立地に伴う搬入車両による交通負荷や地元住民対応といった「工場所在区が抱える問題」の解決方策として、平成20年3月14日の区長会総会において、「清掃工場のごみ処理量の平準化に向けて、搬入調整やごみ減量の取り組みを進めるが、一定の平準化が図られるまでの間、金銭による調整措置を一部、例外的、限定的に導入するものとする」とされた。

具体的な調整方法は、清掃工場のある区が、清掃工場のない区のごみ処理を一定程度請負う仕組みであり、毎年のごみ量に応じて調整金を算出するものである。金銭による調整措置は、平成20年度の実績をもとに平成22年度から実施された。

その後、平成30年4月16日の区長会において、これまでの算定方式にこだわることなく、清掃工場が所在することに伴う負担やごみ減量等の課題に配慮した対応策を検討するよう副区長会に下命され、これを受けて、副区長会は清掃主管部長会に検討を下命し、23区間の協議が進められていた。

### 2 基本的な考え方

人口1人当たりのごみ量の実績を平成20年度と令和元年度の比較で見ると、区収集ごみ全体では19.4%減、そのうち区収集可燃ごみは13.9%減となっており、23区は引き続き協調して、ごみの減量とリサイクルの推進に取り組むこととし、区収集可燃ごみの減量について、23区全体として、平成20年度比で人口1人当たり20%減の達成を目指す。

そのために、毎年各区の目標と実績を確認し、必要に応じて適切な対応を図るものとする。

併せて、搬入調整や清掃工場等の施設整備の見直しの中で、清掃工場のごみ処理の平準化が図られるようにしていく必要がある。

### 3 金銭による負担の調整方法

#### (1) 金銭による負担の調整額の算定方法（別紙参照）

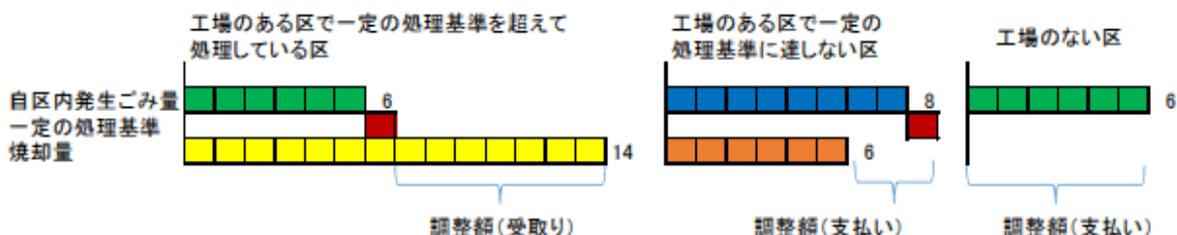
各区は、自区内発生ごみ量（区収集ごみ及び持込みごみ）に応じて、補償に必要な金銭（以下「拠出金」という）を負担する。工場所在区は、所在区の負担の指標（工場搬入量（逆送含む））の割合に応じて、金銭による補償（以下「交付金」という）を受ける。各区が負担する拠出金と、工場所在区が受ける交付金の差が、負担の公平の調整額となる。

なお、清掃工場の建替え及び試運転期間中、計画外の長期停止時において、負担の調整額を半額免除する。

例



#### 【参考】現行の算定方法のイメージ



- 一定の処理基準：工場のある16区の自区内発生ごみ量の合計15%とし、16区で同一量とする。工場のある16区は、自区内の発生ごみ量に加えて、その15%の1/16を処理する。
- 「一定の処理基準」によっても処理できない場合、その量に1,500円/トンを乗じた額を調整総額とし、金銭による調整を行う。

#### (2) 調整総額の考え方

調整額の総額は、直近のごみ量（前々年度のごみ量）の変動に比例して、調整総額を毎年度増減させることとする。

令和3年度の調整総額は、令和元年度のごみ量により現行方式で算出した場合の調整総額とする。

### 4 ごみの減量・リサイクル推進の方針

#### (1) ごみ減量の推進

区収集可燃ごみの23区全体での減量目標（平成20年度比で1人当たり20%減）の実

現をはじめ、区収集ごみ、事業系ごみの継続的な削減に向けて、各区は、向こう 10 年間で、現在各区において策定している、又は直近で策定（見直し）する「一般廃棄物処理基本計画」で掲げているごみ削減目標の達成を目指す。

## （2）プラスチック製容器包装類リサイクルの推進

現在、国際社会において、プラスチックによる地球規模での環境汚染が懸念されており、SDGsをはじめ、世界全体の取組として、プラスチック資源循環体制を早期に構築することが必要とされている。

国においては、国内資源循環体制を構築しつつ、持続可能な社会を実現し、次世代に豊かな環境を引き継いでいくため、資源の回収と循環利用を旨とし、プラスチックに関して令和元年 5 月 31 日に「プラスチック資源循環戦略」を策定した。

また、東京都は、令和元年 12 月に「ゼロエミッション東京戦略」を策定するとともに「プラスチック削減プログラム」も策定し、2030 年までに家庭と大規模オフィスから排出される廃プラスチックの焼却量を 40%削減（2017 年度比）することを目標として掲げた。

23 区はこれらの方向を共有し、各区の実情に応じ、より一層プラスチック製容器包装類の分別収集とリサイクル化を図っていく。

また、プラスチックの排出量削減と循環利用に関して、今後さらに、より効果的な対策について継続して検討する。

## （3）ごみ減量・リサイクル推進のための具体的な取組

各区は、予算、地域性、利活用できる区有施設等を踏まえ、取り組むものとし、その上で、ごみ削減目標の達成を目指す。

また、23 区全体での取組については、今後実施に向けて検討を進める。

## 5 板橋区における今後の方向性

国が令和元年 5 月に策定した「プラスチック資源循環戦略」では、2030 年までにプラ製容器包装の 6 割をリユース・リサイクルするとしている。

また、東京都が令和元年 12 月に策定した「プラスチック削減プログラム」では、2030 年までに家庭と大規模オフィスビルから排出される廃プラスチックの焼却量を 40%削減するため、サーマルリサイクル（焼却・熱回収）からマテリアル・ケミカルリサイクルへと転換する方向性を示すとともに、プラ製容器包装・再資源化支援事業を創出し、区市町村による分別回収の拡大を支援することとしている。

区では、これら国や東京都の今後の施策の方向性や、23 区中 12 区が既に全てのプラスチック製容器包装を分別回収している状況等を踏まえ、廃プラスチックの分別回収の区内全域拡大を目指して調査・検討を計画的に進めていく。

また、国が打ち出している製品プラスチックを含めた分別回収についての動向も踏まえ、中間処理施設及び収集運搬方法の検討を進め、事業の方向性を定めていく。

### ●令和3年度 板橋区 負担の調整額 【新たな算定方法】

①区収集ごみ量 (トン)	②持込ごみ量 (トン)	③自区内発生ごみ量【①+②】 (トン)
101,168.90	30,911.02	132,079.92

④工場搬入量 (焼却実績) (トン)
130,419

⑤抛出金(円)	⑥交付金(円)	⑦負担の調整額【⑤-⑥】(円)
70,644,000	67,533,000	3,112,000

【参考】

・各区は、自区内発生ごみ量(区収集ごみおよび持込みごみ)に応じて、補償に必要な金銭(以下「抛出金」という)を負担する。工場所在区は、所在区の負担の指標(工場搬入量)の割合に応じて、金銭による補償(以下「交付金」という)を受ける。各区が負担する抛出金と、工場所在区が受ける交付金の差が、負担の公平の調整額となる。

### ●令和3年度 板橋区 負担の調整額 【現行の算定方法】

①区収集ごみ量 (トン)	②持込ごみ量 (トン)	③自区内発生ごみ量【①+②】 (トン)	④他区発生ごみ受入量 (トン)	⑤一定の処理基準【③+④】 (トン)
101,168.90	30,911.02	132,079.92	19,112.11	151,192.03

⑥工場搬入量 (焼却実績) (トン)
130,419

⑦支払額(円)	⑧受取額(円)	⑨負担の調整額(円)
9,492,000	0	9,492,000

【参考】

・一定の処理基準:工場のある16区の自区内発生ごみ量の合計15%とし、16区で同一量とする。工場のある16区は、自区内の発生ごみ量に加えて、その15%の1/16(他区発生ごみ受入量)を処理する。  
 ・「一定の処理基準」によっても処理できない場合は、その量に1,500円/トンに乗じた額を調整総額とし、金銭による調整を行う。

### ※ 板橋区における新たな算定方法による負担減額について

(新たな算定方法による負担の調整額)	(現行の算定方法による負担の調整額)	(令和3年度板橋区負担減額)
<b>3,112,000円</b>	－	<b>9,492,000円</b>
		＝
		<b>△6,380,000円</b>

- ・令和元年度ごみ量で算出する。
- ・端数処理の関係で、数値が一致しない場合がある。